

経済産業省告示第250号で公表した、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十三条第二項の規定に基づく、同条第一項の届出に係る平成十八年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量の一部を次のとおり訂正する。

平成20年1月23日

経済産業大臣 甘利 明

通し番号	化学物質の名称	製造数量及び 輸入数量を合 計した数量 (単位 トン)
------	---------	--------------------------------------

409	ニトロベンゼン	141, 217
-----	---------	----------

の製造数量及び輸入数量を合計した数量141, 217トンと2, 482トンに訂正する。

694	6, 6'-ジ-tert-ブチル-4, 4'-ジメチル-2, 2'-メチレンジフェノール	1, 891
-----	--	--------

の製造数量及び輸入数量を合計した数量1, 891トンと1, 893トンに訂正する。

798	トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）	6, 489
-----	------------------------	--------

の製造数量及び輸入数量を合計した数量6, 489トンと2, 754トンに訂正する。

856	ナトリウム=N-クロロスルファマトを主成分（約35%以下）とする、（水酸化ナトリウム水溶液とスルファミン酸の反応生成物）と次亜塩素酸ナトリウム水溶液の反応生成物	344
-----	--	-----

の通し番号856を865に訂正する。